

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用(令和4年4月1日現在)

合 計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	20	うち 女性委員の いる審議会数	15	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
						214	58	27.1
合 計	広域の審議会	審議会等数		うち 女性委員の いる審議会数				

(内訳) * 広域の審議会に該当する場合は、備考に「広域」とご記入ください。また、1～33の審議会等で設置していないものがありましたら「-」(半角のハイフン)をご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	備考
1	市町村防災会議 (会長含む)	災害対策基本法第16条	20	2	10.0	自治防災課
	市町村防災会議 (委員のみ)	災害対策基本法第16条	19	2	10.5	自治防災課
2	民生委員推薦会	民生委員法第5条	7	0	0.0	福祉介護課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	9	2	22.2	保険医療課
4	地方社会福祉審議会	社会福祉法第7条				
5	障害者に関する審議会その他の合議制の機	障害者基本法第36条	11	5	45.5	福祉介護課
6	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条				
7	保健所運営協議会	地域保健法第11条				
8	損害評価会(農協が設置したものを除く)	農業災害補償法第12条				
9	漁港管理会	漁港漁場整備法第27条				
10	地方港湾審議会	港湾法第35条の2				
11	水防協議会	水防法第26条				
12	土地区画整理審議会	土地区画整理法第56条				
13	建築審査会	建築基準法第78条				
14	介護認定審査会	介護保険法第14条	27	8	29.6	福祉介護課
15	環境審議会	環境基本法第44条				
16	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7				
17	中央卸売市場開設運営協議会	卸売市場法第13条				
18	地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条				
19	市町村交通安全対策会議	交通安全対策基本法第18条				
20	市町村児童福祉審議会	児童福祉法第8条				
21	公民館運営審議会	社会教育法第29条				
22	社会教育委員会	社会教育法第15条、第17条の2	7	4	57.1	生涯学習課
23	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条				
24	図書館協議会	図書館法第14条				
25	地方文化財保護審議会	文化財保護法第190条				
26	博物館協議会	博物館法第20条				
27	市町村都市計画審議会	都市計画法第77条の2	10	1	10.0	地域整備課
28	開発審査会	都市計画法第78条				
29	農村地域工業等導入促進に関する審議会 (名称は自治体によって異なる)	農村地域工業等導入促進法第18条の2				
30	自転車等駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的				
31	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4				
32	市町村国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律	19	1	5.3	自治防災課
33	障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第15条				
34	表彰審査委員		5	0	0.0	秘書政策課
35	特別職報酬等審議会委員					
36	固定資産評価員		1	0	0.0	税務課
37	学校給食運営委員		10	6	60.0	学校給食C
38	いのちを支える自殺対策協議会		19	3	15.8	いきいき健康課
39	人権尊重のまちづくり審議会		10	7	70.0	住民人権課
40	公務災害補償等認定委員会		5	1	20.0	秘書政策課
41	公務災害補償等審査会		3	1	33.3	秘書政策課
42	健康づくり推進会議		20	8	40.0	いきいき健康課
43	子ども・子育て会議委員		12	8	66.7	子育て支援
44	情報公開審査会		5	0	0.0	総務財政課
45	個人情報保護審査会		5	0	0.0	総務財政課
46	空家等対策協議会	空家法第7条第1項	9	1	11.1	地域整備課

記入上の注意

1. 上記に掲げた審議会等は代表的なものであり、これ以外にも多数存在します。(参考1)の例示を参照し、各市区町村で設置されているものがあれば34以下に記入してください。
- また、市町村独自の条例に基づき市町村の付属機関として設置され、その条例によって担当することを定められた案件に関して、市町村に代わり調停や審査を行ったり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が執行機関(市町村)に報告されてその後の施策に活かされているような会があれば、それらも「審議会等」に含まれます。34以下に記入してください。

* 地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」

この「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」が本調査で対象としている「審議会等」の範囲です。

すなわち、法律や政令、条例に基づき設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査などを行うと定められていなければ「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」であるといえず、本調査の調査対象となる「審議会等」にはなりません。

(条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換などとなっているものは審議会等に含まれません。)

2. 複数市(区)町村にまたがる広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市(区)町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に広域(関係市(区)町村名)を明記してください。
- 事務局が管内に所在しない市(区)町村では、当該審議会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。